

結婚を機に、新生活をスタートされた方へ・・・



結婚新生活支援事業補助金

結婚を機に、下諏訪町で新しい生活をスタートした世帯を対象とし、住居費用や引越費用、リフォーム費用の一部を補助します。



対象世帯	① 婚姻日における年齢が夫婦共に 39 歳以下※であること	
	② 令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日に婚姻届を提出し、受理されていること	
対象世帯	③ 対象となる住居が町内にあること	
	④ 他の公的補助による家賃補助を受けていないこと	
	⑤ 過去にこの補助金の交付を受けたことがないこと	
	⑥ 町税等に滞納がないこと	
	⑦ 前年度分の夫婦の所得合計が 500 万円未満であること (貸与型奨学金の返済をしている場合、年間返済額を控除できます)	
	⑧ ライフデザイン支援講座、将来の妊娠の為の健康管理に関する講座、医療機関への妊娠・出産に関する相談、夫婦が共同で行う家事・子育てに関する講座のいずれかを受講していること。	
	対象経費	① 住居費 (物件の購入費用または賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料)
② 引越費用 (業者へ支払った分)		
③ リフォーム費用 ※結婚を契機とする経費のみ		
補助金額	補助率	全額
	限度額※	夫婦ともに 39 歳以下の場合 30 万円 夫婦ともに 29 歳以下の場合 60 万円
必要書類	・ 婚姻届受理証明書または結婚後の戸籍謄本 ・ 住民票 ・ 所得証明書等、所得を証明する書類 ・ 納税証明書 ・ 奨学金の返済を確認できる書類 (貸与型奨学金を返済している場合) ・ 物件の売買契約書及び領収書の写し (購入の場合) ・ 物件の賃貸借契約書及び領収書の写し (賃貸借の場合) ・ 住宅手当支給証明書 (勤務先から住宅手当の支給がある場合) ・ 引越しに係る領収書の写し (引越費用の場合) ・ 工事請負契約書及び領収書の写し (リフォーム費用の場合)	

申請される方は令和 9 年 2 月末までにご相談ください。